

入札監理小委員会
第698回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第698回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年8月30日（水）16：50～17：53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○原子力科学研究所施設清掃業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、小佐古専門委員

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

計画管理部 総務・共生課 大山課長

大内主査

契約部 事業契約第1課 北澤課長

菊池副主幹

西法司課員

契約部 契約調整課 岩永課長

小林副主幹

川原主査

（事務局）

後藤事務局長、黛参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第698回入札監理小委員会を開催します。

初めに、原子力科学研究所施設清掃業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構計画管理部総務・共生課、大山課長から御説明をお願いしたいと思えます。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○大山課長 原子力科学研究所の大山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、「原子力科学研究所施設清掃業務請負における民間競争入札実施要項（案）」につきまして、今回の市場化テストの実施に際して修正・改善等を図ったところを中心に御説明を差し上げたいと思えます。

まず、資料の3/43ページになります。「1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」ということで、まず、施設の名称でございますけれども、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所になります。こちらの施設の概要といたしましては、原子力科学研究所は茨城県那珂郡東海村に所在する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における主要な研究開発拠点の1つでございます。原子力科学研究推進の中核となる研究所でございます。敷地の面積は約67万坪ということで、構内には約100の施設がありまして、通常の勤務を行う建屋、一般施設のほかに、試験研究炉、加速器施設、放射性物質や核燃料物質を安全に取り扱う施設等がございます。

「(2) 業務の対象と業務内容」になります。こちらは清掃業務ということになりますので、原子力科学研究所構内及び構内諸施設の維持・保全のため、清掃（通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃を含むもの）、また、ごみの処理とか古紙の回収を同時に行っていただくといった形の契約になってございます。

次に資料の5/43ページ、一番上になります。「実施期間に関する事項」ということで、今回の契約につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、3か年度の複数契約を考えてございます。

「3. 入札参加資格に関する事項」におきまして、これまで複数者での共同事業体を認めてはおりませんでしたけれども、(8)に記載がございまして、「単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（本業務を共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう）」といった形で参加できるというように、条件を緩和してございます。

次に資料の6/43ページになります。こちら、入札の説明会につきまして、これまで

は1回のみで開催でございましたけれども、今後の契約におきましては、まず第1回目の入札説明会ということで、本社機能が集中してございます東京で説明会を開催しようと考えてございます。また、第2回の入札説明会につきましては、東海村で現地開催、その際には敷地内の現地説明を含む形で、こういった手厚い形で説明会を開催したいと考えてございます。

8/43ページになります。6.「(1) 開示情報」のところで、対象業務に関して以下の情報を開示するというので、内容については後ほど別紙のところで説明をさせていただきたいと思っております。

ルール、条件と項目が続いております、大分飛びます。

20/43ページ、「本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等一覧」ということで、私どもの法人は原子力を取り扱っており、もろもろのルールの下に成立してございますので、そういったものをきちんと遵守していただくため、対象となるものについて一覧を掲載してございます。

21/43ページが先ほどの別紙2ということで、体制等になりますけれども、下の※1のところ、「本業務における要員体制の例」ということで、この注記事項のところに記載がございますとおり、現契約においては、一般的な清掃については月12回ということで実施してございましたけれども、令和6年度以降の契約においては月8回ということで、約3割の清掃面積を削減するというので体制を見直してございます。

それを想定した場合に、清掃契約でございますので、特に人工換算での契約にはなってございませんけれども、業務に従事する想定要員について現在の請負業者から参考の人数を聴取いたしまして、その3割減を想定した形で、約30名程度で、それぞれシフトで実施していただくような体制の例を、ここに例示させていただいた形になってございます。

その他、22・23/43ページに、これまで過去の結果の情報を開示させていただいております。

24/43ページが組織図になります。

25/43ページが業務フローということで、私ども発注者と落札者とのそれぞれのやり取りについて、フロー図を掲載してございます。

26/43ページが原子力科学研究所の外観ということで、ちょっと写真が見にくいかもしれませんが、上のほうが太平洋に面した形になっておりまして、左が北になるのですけれども、南北に約2.5キロ、東西に約1キロの広大な敷地になってございます。

別紙6は入札仕様書の記載例になりまして、28ページからが今回の清掃請負業務の契約仕様書の案になってございます。

こちらも、見直した箇所について御説明を差し上げたいと思います。

まず、業務内容がもろもろ書いてございますけれども、31/43ページ、一番下のところに、「ゴミ処理」というのが「その他関係作業」の中に記載があると思いますけれども、ごみの1回当たりの処理数量について0.5トン程度ということで、規模感をここに記載させていただいたところでございます。

少し飛びますけれども、「清掃面積一覧表」ということで、39/43ページに、どういった清掃をどういった頻度でどのぐらいの規模でやるかということ、一覧に集約する形で、各受注予定者がここを見れば、どういった規模で作業を実施すればよいかというのが分かるような形で記載させていただいております。

40ページ以降が、それぞれ各建屋の施設名称及び頻度の詳細な一覧になってございます。

最後の43/43に、各建屋の位置とレイアウトのマップを参考資料ということで、「原子力科学研究所建家配置図」をきちんと添付いたしました。これまで、こういった資料を添付しておりませんでしたけれども、今回の見直しに際しまして、私どもの施設に入ることがない業者に対しても門戸を広げるような形で、可能な限り情報を提供していきたいと考えてございます。

簡単ではございますけれども、入札実施要項について、今回、本市場化テストの実施に際して見直し・改善を行ったところについて、説明をさせていただきました。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

御説明どうもありがとうございました。

まず、資料A-4でございます。こちらを拝見すると、3か年で大体、契約金額の規模が1.4億円弱程度と、結構、清掃業務としては規模が大きいのかなという印象を受けてお

ります。伺った限りでは、何社か手を挙げられたのですが、予定価格を超過してしまっていて、最後、不落随契になってしまったと伺っております。恐らくなかなか一般の清掃企業の方々が手を挙げにくいのかなと想像しているところなのでございますけれども、まず1点伺わせてくださいませ。

今回、業務責任者の資格・業務経験として、放射線業務従事者というものが要求されております。恐らく、通常の清掃業者からすると、ふだん全く関わりがないような職種だとお見受けするところで、恐らく1つの参入障壁となり得るのかなと思うのですが、まず1点、この放射線業務従事者という資格を要求なさる理由としてどのようなものがございませうでしょうか。

○大山課長 先ほどあまり丁寧にはご説明できておりませんでしたけれども、各施設の中で管理区域という現場がございまして、そこで作業を実施するに当たりましては放射線業務従事者の登録が必要になります。こちらは、資格といたしましても、登録をすれば済む資格になりますので、当然、必要な教育訓練、構内の教育訓練等はあるのですが、どこかで長期間の研修を受けなければいけないとか、学校に通わなければいけないとか、そういった資格ではありませんので、受注が決まった時点からその手続をしても十分間に合うということで御理解いただければと思います。

○辻副主査 ありがとうございます。放射線業務従事者というのは1人いれば大丈夫なのか、それとも常時誰かが現場に詰めている必要があるとか、この辺りいかがでございませうか。

○大山課長 こちらにつきましては、受注者がどういう体制で清掃するかにもよりますが、先ほど申し上げましたとおり、かなりの施設がございまして、正直、1人ではまず対応できない形になります。恐らく10名前後の方に登録をいただいて、月に4回とか8回とかいう頻度に合わせてこの方々をローテーションしながら、管理区域の清掃をしていただくということで考えてございます。

○辻副主査 つまり、今のお話からすると、放射線管理区域に入る清掃をなさる方は全員この資格を持っていないと入れない、つまり、責任者が1人持っていれば大丈夫というわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○大山課長 そのとおりになります。まさに作業するのに必要な資格ということで御理解いただければと思います。

○辻副主査 なるほど、分かりました。そうすると、一般の清掃会社からすると、確かに

すぐ取れる資格のようではございますけれども、恐らく、何日間か拘束されて、何万円か使わざるを得ないという点で、ちょっとハードルがあるのかなと懸念するところなのですが、念のため教えてくださいませ。今回、清掃する全体の面積に占める放射線管理区域の面積は、大体で構いません、何%、何割ぐらいでございましょうか。

○大山課長 すみません、ちょっとパーセントはすぐには出ないのですけれども、39/43ページに清掃面積の一覧が出ていまして、管理区域の清掃は、大体、18万7,184ということで、月の合計ということで書いてございます。通常清掃が1. のところで56万6,077とありますので、それに比べると、面積としては相当少ないのかなと考えております。

○辻副主査 分かりました。今、電卓で簡単に計算してみると、恐らく20%以下、10%程度ぐらいかなというふうには粗々で計算したところでございます。まず、全体の割合に占める放射線管理区域の面積がちょっと少ないのかなという印象を受けているのが1点目。それから2点目なのですが、放射線管理区域で清掃する場合に、素人からするとどんな特殊な仕事があるのかなと思って、若干ハードルが高い気がします。念のためのお伺いでございますけれども、今回この業務で清掃する場所については、病院のエックス線とかのように、単に放射線が出るだけの場所なのか、それとも、放射能、放射性物質が漏れたりして、吸入しちやったりとかいうリスクがあったりとか、とにかく、放射線が出るだけか、それとも放射性物質が出てしまうような区域なのか、その辺りいかがでございましょうか。

○大山課長 基本的には安全に担保されている施設ですので、それぞれの可能性としてはゼロではございませんけれども、そこは管理された職員の指示の下、作業を実施するというので、各施設において必要な教育を受けた後に作業を実施していただきますので、そういった安全的な観点から言うと、当然、入域時間等の制限等はございますけれども、職員の指示の下きちんと作業していただければ、作業内容としては、例えばごみの捨て方についても、一般施設よりは若干ルールが厳しいところとかはございますけれども、基本的に、清掃というくくりで整理したときには、大きな違いはないと考えております。ただ、管理区域で使用した清掃用具については管理区域でしか使用できないとか、そういったところの制限はございますけれども、基本的に清掃の作業内容自体は変わらないということで御理解いただければと思います。

○辻副主査 分かりました。最後に1点だけ、すみません。清掃するに当たって恐らくいろいろ、ドアノブを拭いたりとかいろいろ拭き掃除をしたりとかすると思います。その拭

いた雑巾とかについて、万万が一、放射性物質がついているかもしれません。その場合に備えて、何か、拭き掃除をしたものを一旦集めて線量を検査するとか、そういう手順はあったりするのでしょうか。

○大山課長 もう少し丁寧に説明すればよかったのですがけれども、基本的に管理区域内のごみは管理区域のごみとして扱うルールになっております。清掃したのものだけに限らず、中で作業に使用したものも含めて、清掃業者が回収するのではなくて、管理区域の物品を管理する者がきちんと、必要に応じて管理区域内での汚染物の保管場所に運ぶというようなルールになってございますので、そのルールに従って対応していただくという形になります。

○辻副主査 最後にもう1点だけ、すみません。管理区域のお掃除のお仕事と、それから非管理区域のお掃除のお仕事を、分離するというアイデアもあったかと思えます。恐らくそのときにきっと、管理部門が二重になったりとかしてコストが高くなってしまおうとかいう懸念もあったのかと想像いたします。念のためなのですが、今回入札をしたところ、なかなか不落随契になってしまって、恐らく高止まりになってしまったのではないのかなど想像していますが、この辺り、分離発注した場合のコストと、それから、分離せずまとめて発注した結果、不落随契になってしまったという状況が、2個あって、それぞれのコストについては何か検討とかなさっていらっしゃいましたでしょうか。

○北澤課長 契約部事業契約第1課の北澤と申します。ただいまの御質問の、分けた場合のコストについて具体的な計算というのはしていないのですが、一方で、これまでの入札の結果ですが、不落随契ということになっておりますけど、当然、随契となった結果、我々が用意しました予定価格の範囲内で契約はできておりますので、不落随契になったから高止まりというふうには考えていないところであります。

以上です。

○中川主査 今の辻委員からの御質問に関連して、私からも1点、ちょっと確認させていただきます。

39/43ページ、管理区域清掃の部分の延べ面積が出ているかと思えます。もし管理区域清掃と非管理区域を分けた場合、おっしゃられていた延べ約10名の放射線業務従事者は、相変わらず10名必要でしょうか。

○大山課長 安全を確保するために、管理区域内作業は、万が一何かあったときのためにツーマンルールというのがございまして、必ず2人以上ペアで作業するというルールにな

っております。ですから、分けたとしても、やはり10名ぐらいが最低の人数になってしまうかなというのは、推測にすぎませんけれども、あとは請け負った業者がどういう体制でやるかにもよるかと思えますけれども、最低10名ぐらいが妥当な数字かなということで考えてございます。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに。生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 説明ありがとうございました。私も関連した質問で、39/43ページの表の見方について教えていただきたいのですけれども、延床面積と床面積があるのですが、床面積が実際の面積で、延床面積はそれを実際どれぐらい清掃するかということによるしかつたんですかね。

○大山課長 そのとおりになります。実際、例えば月8回になってございますので、4,300を8倍すれば延床面積になるというような形です。それぞれの頻度に応じた対象の床面積と月の清掃面積ということで御理解いただければと思います。

○生島専門委員 じゃ、例えば管理区域清掃ですと、3つに床面積が分かれていますのですが、これ、3か所それぞれ別の箇所のお話ということなのでしょうか。

○大山課長 管理区域も、基本的には、実験するところと、あとは、装置がずっと動いていてあまり人の出入りがないようなところであれば、いわゆる清掃をそれほどしなくてよいところと、それが8回から2回までその回数を現場の希望も踏まえた上で設定しておりますので、管理区域も大きいところから小さいところまでございますので、それぞれ実情に応じた清掃回数ということですよ。

○生島専門委員 分かりました。先ほどの辻委員の質問とも重なるのですけれども、結局、全体における面積の割合としては、管理区域部分というのは大体1割ちょっとなのかなというふうに思うのですが、それで、もし分離した場合の発注金額は大体何割ずつぐらいになるのでしょうか。管理区域と管理区域外をもしばらばらに分けて発注した場合は、幾らぐらいにそれぞれなるか。もしくは、管理区域のほうが全体の20%とか30%とかいうぐらいで、ざっくりどれぐらいになりますか。

○大山課長 実はこれには、理由がございまして、管理区域がある建屋も、当然、一般区域もございまして。建物の入り口は当然一般区域ですし、トイレは一般区域です。実験とか装置があるところだけ管理区域になってしまうので、まさに管理区域だけを完全に切り出したというのであれば、先ほど先生がおっしゃったように、恐らく数値だけで単純に比較

して20%ぐらいの金額でできるのかなと思っていますけれども、当然、前の道路をどうするのだとか、ほかの、データを収集する居室の扱いをどうするのだとかを整理していくと、管理区域がある建物のうちの一般区域も結構な面積がございますので、単純に分けると、先ほど申し上げました多分20%か30%ぐらいの金額だと思うのですが、なかなか、どこで分けるかということで、具体的にはやりにくいということがあると考えております。

○生島専門委員 管理区域内部の一般清掃部分というのも、先ほどの資格が必要になるのでしょうか。

○大山課長 そこは必要ございません。居室とか水回りとかになりますので。まさに管理区域ということで、境界に警備員がおりまして、必要な登録をして中に入ると、その先が放射線業務従事者としての登録が必要になると御理解いただければと思います。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、管理区域内の一般部分を管理区域内に含めてしまって、完全に管理区域外と管理区域内で分けると、大体の面積というのは何割ずつぐらいになるのでしょうか。

○大山課長 数字を持っていないのですが、先ほどの40ページ以降に、それぞれ各建屋で一般区域と管理区域が細かく書いてあると思うんですね。例えば40ページの1番なんかだと、管理区域もあって一般区域もあるとか、下のほうに行くと、管理区域はゼロだったりとかがございます。ですから、これを足し合わせた数字が、それぞれの建屋で一般区域がどのぐらい、管理区域がどのぐらいという形になります。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、完全に、この建物は全部管理区域で、この建物は管理区域が全然ないよというふうには、分けられないということなのですね。

○大山課長 我々事務系なので、事務系がいる建物は普通のオフィスビルと同じような扱いになりますので、全く管理区域はございません。ただ、研究施設については、先ほど申したとおり、実験用の施設と、データを収集したりとか解析したりするような一般的な居室もありますので、そこはこの表でそれぞれ一般区域にも管理区域にも数値が入っている建屋ということで、御理解いただければと思います。

○生島専門委員 そうすると、例えば、完全に管理区域が入ってない建物と、管理区域がちょっとでも入っている建物の割合というのは、どれぐらいですか。

○大山課長 ざっくりですけど、大体半々ぐらいだと思います。管理区域がゼロのところをざっと見た感じでございます。

○生島専門委員 なるほど。発注金額もざっくり半々ぐらいになるイメージですか。

○大山課長 もしそういう分け方をするのであれば、そういうイメージかなとは思いますが。

○生島専門委員 管理区域のほうが多少コストがかかったとしても6割・4割とかそれぐらいの、大体そんなぐらいの範疇に入るイメージですね、すごくざっくり言うと。

○大山課長 現在、管理区域も一般区域も同じ単価という形になっております。管理区域割増しみたいな考え方もありましたけれども、今、結果として、一般区域も管理区域も同じ単価になってしまっているのです、先ほどご覧いただいたとおり、面積が大きくなるか減るかということと、辻副主査がおっしゃったように、登録の手続が要るかどうかぐらいの差になってくるかなと思います。

○生島専門委員 なるほど。分かりました。管理区域外の一般の施設というのは、本当に普通のビルの清掃と同じという理解でよろしかったかと思うのですが、間違いはないでしょうか。

○大山課長 建屋によってはビルにもなっていますし、あと、昭和30年ぐらいからの結構古い施設もございますので、そういったところは平屋の建物だったりとかもございます。

○生島専門委員 ただ、一般のお掃除と本当にもう変わらないということですね。そしたらやっぱり、もし建物の中で管理区域と一般区域があるところを分けるとマネジメントが大変というのは、何となく分かるのですけれども、完全に建物で管理区域が入ってないところがあるのであれば、せめてそれだけでも分離すると、そこはもう本当に、原子力と全く関係ない普通のお掃除になるので、そういう分け方というのものもあるのかなと思うのですが、そちらはもう一度御検討いただくことはできないでしょうかね。

○大山課長 やはり我々としては、責任者が2人以上発生してしまうということで、分離は難しいと考えております。

○生島専門委員 ごめんなさい、誰が2人発生するのでしょうか、ちょっと分かりませんでした。

○大山課長 責任者です。我々とやり取りをする総括責任者という立場の者がおるのですけれども、そこを1人、当然代理職はおりますけれども、相手方の責任者を1人にして、拠点の清掃に関しては一緒にきちんと請け負っていただきたいというのが、我々の考えでございます。

○生島専門委員 責任者が1人じゃなくて2人になってしまうということは、そんなにやっぱり問題が大きいのでしょうか。

○大山課長 問題というよりも、コストの考え方をしたときに、1人分の責任者の費用を、契約を分けることによって責任者2人分の費用が発生してしまうということで、考えてございます。

○生島専門委員 一般の施設の清掃に関しては、本当に、世の中の一般的な清掃コストと同じレベルで入っていけると思うのですけれども、それを導入すると、1人責任者が増えたとしても、コストで見合う可能性というのは出てくるのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。それも一度、フィージブルスタディーをしていただいてもいいのかなと思ひまして。

今の入札のコストが、普通に情報は取れると思うのですけれども、一般的な清掃会社さんの普通の清掃のコストと見て、それより低いのか高いのか、何割ぐらい高いのかというのを見ていただいたら、少なくとも、管理区域が入ってない一般的な施設に関しては、それと同様の水準が想定し得るのかなと思ひまして、もしそこに乖離があるのであれば、経費削減の余地があつて、責任者がたとえ1人増えたとしてもそこをカバーし得るのではないかと。

駄目なら駄目でしょうがないのですが、そのフィージブルスタディーをちょっとやっていただいた上で、数字を見て、どうしても駄目というのであれば分かるのですけれども、一応その可能性を見ていただくというのはいかがなのかなと思ひましたが、どうでしょうか。

○大山課長 いただいたコメントを踏まえて、一度検討してみたいと思ひます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。よろしいでしょうか。

この辺り、ちょっと私の調査が十分じゃなくて恐縮でございますけれども、今回、清掃事業を目的として管理区域に立ち入る方というのは、法令上、放射線業務従事者の資格はないといけないのでしょうか。ちょっと詳しくないのですけれども、ひょっとして、例えばなんです、一時立入り者とかいう概念、カテゴリーに入れることによって放射線業務従事者に当たらないという考え方というのは、もう今ではできないのでございましょうか。

○大山課長 一時立入りになりますと、毎日手続をしなくてはいけないという部分がございまして。当然、月に何回、年に何回と決まっていますので、そこは、従事者の登録をきちんとしていただいて、もし必要がなくなればその時点で解除していただくということで、

対応していただいております。

○辻副主査 なるほど。毎日その手続が必要であるという点でコストがかかるという、そういうお考えでしょうか。

○大山課長 コストはそれほどかからないのですけれども、手続が、私どもが作業担当課になりまして、それで放射性管理の担当課に行って、幾つかのところでは了承を得ないと作業に入れないというような状況になりますので、朝から掃除したいというところで、朝一から作業ができないというような状況になってしまいます。

○辻副主査 なるほど。その辺りの承認手続というのは結構厳格であって、向こう1週間、1か月間とか前もって承認とか、そういう柔軟な手続はできないわけではございませんか。

○大山課長 そうです。基本的には日々の承認になってしまいますので、一定期間での承認というか、登録いただいて、それで対応いただいているという状況になります。

○辻副主査 はい。私からは一旦、結構でございます。ありがとうございます。

○中川主査 小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。最後のところの一次立入りの議論は、私は取りあえず専門家なのですけれども、ちょっと変な議論だというふうに思います。以前の法律ですと、一時立入りという中2階のカテゴリーが存在していたのですけれども、今は一時立入りという言葉は廃止していますので、それこそ、今日見学に入るから一時立ち入りますと、そういう感じのところで使います。ですから、業務としてやるということになると、まさしく業務取扱者に全員ならなければいけないということですから、事務の方もそのところはきちんと説明をしていただきたいと思います。

それから、生島先生のところの議論で、1つの建物で一般と管理区域が混在した場合という話がありましたけれども、管理区域というのは全く管理されている区域ということですから、普通の人がフリーハンドでひょいひょいの中に入って、それでひょいひょい出てくるということにはできないのですね。明らかにゲートがありますし、場合によると人がいますし、人がいなければロックがかかっていたりということになりますから、清掃の人が間違えて中に入るということはありません。

ですから、私が現役のときに、東大の原子炉のところも建屋は3棟か4棟ぐらいしかないのですが、ほとんどが管理区域と一般が混在しているのですが、一般のところはシルバー人材の方とか清掃の担当者がトイレを清掃してくれるとか、あるいは道路の清掃はさっきのシルバー人材の方がやると、そんな感じでやっていたので、そのところで悩ん

じゃうということは全くありません。非常にクリアになっています。全く普通の人が、全くよく管理された区域ということですから、区域ですから、建物じゃないですから、そのところで悩むことはありません。その外は、我々の場合にも、ごみ箱のごみを回収していただいたり、そういうことはやっていました。

それから、私の質問なのですけれども、ちょっとびっくりしたのが、管理区域外のところと管理区域内の仕事の単価を同じにしているというところは、ちょっとびっくりしました。どう考えても、管理区域の中の仕事と前の道路の清掃の仕事が同じ単価でできるというふうには私には思えません。先ほどの説明のところも非常に曖昧な説明だったのですけれども、説明会のときにぜひああいう説明はやめていただきたいと思うのは、管理区域の中の仕事は全く、通常の業務をやっている人と同じカテゴリーに入りますから、放射能を直接扱わないで、放射線発生器だけだから軽くてというわけにはいかないということですね。全部同じカテゴリーの業務従事者になりますし、きちんと講習の時間が決まっているのですね。法令が幾ら、それから管理業務が幾らとか、時間数がきちんと決まっています、若干の簡単な実習を経て入ることになりますから、簡単にやれるということにはなりません。だから、そのところはきちんとされるべきだと思います。

先に議論があったみたいですが、やはり、圧倒的な大部分のところは一般区域で、それこそビルメンテナンスとかシルバー人材に頼んでもいいような話ということになりますから、それが大部分で、管理区域でやるところは、さっきの1割の建物のさらに小さい部分ですから、その単価と合わせて、抱き合わせで発注するというのは、競争原理からいくと全く不自然に見えるのですね。

それと、ぜひ、一般と管理区域を分けて発注したときにどういうことになるかというのは、見積りをきちんと出されて説明をされたほうが、説得力があると思います。

ありがとうございました。

○大山課長 どうもありがとうございました。今後、反映させていただきたいと思います。

○中川主査 すみません、今の単価のところなのですが、実施要項の別紙2を拝見しますと、「請負契約により実施しているため、経費の詳細な内訳の開示は受けられない」というふうに記載されているのですが、単価というのはどういう単価なのか、教えていただけますか。

○北澤課長 御質問の趣旨に合っているか分かりませんが、私どもなりにこの清掃の業務を年間通してやっていただくに当たって、平米当たり幾らというものを設定してお

ります。そういった単価になります。

○中川主査 平米当たりの単価ということで、1名当たりとかそういうことではないということですね。

○北澤課長 補足させていただきます。平米数から想定人工数というのを出して、それに対する単価で予定価格を提示しております。

○中川主査 清掃対象の平米数から、それに必要な予定人工数を計算し、1人当たり月当たりというところで単価を出していらっしゃるということですか。

○北澤課長 そのとおりです。

○中川主査 その単価が、管理区域内つまり放射線業務従事者の資格を持っていらっしゃる方々と、そうでない非管理区域と、同じという理解ですか。

○北澤課長 業務としては変わらないというふうに認識しておりますので、単価のほうも特にそこで差別はしておりません。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。

生島委員、お願いします。

○生島専門委員 ありがとうございます。今の中川先生の御質問に加えてお伺いなのですが、それでも、それで結局、平米当たりの単価というのはお幾らぐらいなのか。ざっくりで大丈夫なのですが。

○北澤課長 平米当たり幾らというふうな形では契約してないので、平米当たりの単価というのは設定されていないです。

○生島専門委員 今のお話で、単価を算出しているとおっしゃっていらしたので、それが大体幾らぐらいかなというのを教えていただきたいということなのですが。

○北澤課長 先ほどの話は、予定価格の積算、一部の話になりますので、そのほかの項目も含めて最終的に月額幾らという形で御契約しておりますので、平米当たり幾らというふうに出すことはちょっと難しいです。

○生島専門委員 先ほどおっしゃっていらした、平米当たりの清掃コストと、そこから必要な予定人工数を計算して、月当たりのコストを掛けて単価を算出するというようなお話だったと思うのですが、そこで出てきた数字というのは大体どれぐらいなのでしょう。しっかり単価として出せるものじゃないとしても、予定価格の一部として計算して認識していらっしゃる数字というのを、ちょっと参考までに教えていただけたらなと思いました。

○北澤課長 すみません、ちょっと、今すぐに出せる数字というのはありませんので、これはまた改めてにさせていただければと思います。

○生島専門委員 はい。どうもありがとうございました。すみません、私、一般的な清掃の単価みたいなのをちょっと見ていて、床洗浄か、洗浄ワックスかとか、カーペットかとかによっていろいろ違うとは思うのですけれども、何となくの世の中の単価みたいなのが出ているのかなと思ったので、少なくとも管理区域外に関しては、そちらと比べてみて今の単価がどれくらい金額に乖離があるのか、ちょっと見ていただくと、そこはもしかしたらコスト削減の余地になり得るのかなと思って、御質問させていただきました。どうもありがとうございます。

○中川主査 今の生島先生の御質問なのですけれども、私、今、ざっくり計算をしてみたんですが、年間約1億3,800万円。30名程度ということで要員体制をいただいているので、これを割っていきますと、1人当たり月当たり約38万円ちょっとになります。こちらの数字で一度、市場価格等と比べていただいて、原子力機構のほうにも御確認いただければよいかなと思いました。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 尾花です。今までの委員の指摘というのは、一般区域と管理区域を一緒に発注することによって、単価を引き上げているのではないかと。むしろ、一般区域のみ出してしまえば、市場にプレーヤーはたくさんいて、競争も活発になり、かえって安く調達できるのではないかとこの指摘だったと思うのですね。

いろいろ御検討いただいているのではないかとこの思うのですが、機構からすると、放射線業務従事者は大した資格ではなくて、教育も登録も訓練も大したものではないから、市場にプレーヤーをもっと増やすことができ、全部一緒に発注することによって市場も育てられるし、簡単に調達できるんですよという御趣旨が込められているのが、この実施要項だったんじゃないかなというふうに感じています。

そのような見方が機構さんのお考えだとすると、放射線業務従事者の登録・教育・訓練なんかとても簡単で、参入障壁にはならず、この実施要項を見たら簡単に誰でも応札できると書いてあるところはあるのですかね。

知識のない人にとっては、放射線業務従事者の教育・訓練・登録するには、どのぐらい時間をかけて教育しなくちゃいけないか、登録に幾らかかるとか、要する費用と時間が心

配になってしまって、入札を尻込みするようなことがあると思うのですが、この実施要項の中に放射線業務従事者の教育・訓練・登録が容易であることが書かれていれば、委員が思っている分割発注のほうが安くてよい調達ができるのではないかという考えを覆すことができると思われませんが、それ、どこかに書いてあるのですかね。

もし書いてないとすると、それをどんな形でお知らせするおつもりがあるのでしょうかということを知りたかったです。分割発注がよさそうに私には見えますが、そうじゃないという思いもきつとあって機構は実施要項をお作りになっていると思うので、そこをどんなふうにも。マーケットのプレーヤーを育てますという発想で進めていくというお気持ちであるのであれば、そういう発想で実施要項を書いていただくとか、もしくは、書いていただかないにしても、説明会で説明していただくというようなことが必要かなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○大山課長 ありがとうございます。先ほど、冒頭の説明の中で、説明会も東京と現地と、あとは現場も見えていただくということで、丁寧に実施させていただきたいということを説明させていただきましたので、その場で特に新規参入者には手厚く説明をしていきたいと思っています。

また、37/43ページのところに、簡単ではありますが、②のところ、入構手続、放射線業務従事者の指定登録手続というのは書いてございますので、ここの説明をするときに、先ほどの説明会のところで、その手続はどういった手続が必要だということをきちんと説明をさせていただきたいと考えております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。それは実施要項には書けないですかね。なぜかという、実施要項を見て諦める人がいたら、せっかくの機構の、市場をむしろ育てて、簡単な業務なのであるから、抵抗なく放射線業務従事者の登録・教育・訓練をしていただき、多くの業者に参加していただきたいというメッセージが、この実施要項からは感じにくいとすると、かえって機構の御意向が反映されてなくて損だなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大山課長 ありがとうございます。22ページに簡単な記載はあるのですけれども、2の「従来の実施に要した人員」のところの※1のところ。こういったところをもう少し加筆できるようであれば、委員のコメントを踏まえて、もう少し分かりやすい形で実施要項のほうにも反映するというところで修正したいと思います。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 小佐古委員、お願いいたします。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。議論の中でいろんなものがクリアになってきていると思うのですが、今の尾花先生の御指摘にあるように、全体の床面積とか仕事量から見ると5%以下の管理区域の特殊な清掃、全く特殊な清掃です。普通に清掃して、管理区域の中のごみ箱のごみを外に持って行って捨てたら、大スキャンダルになります。これ、放射性廃棄物としてきちんとそういう扱いをしないといけないし、床をモップで拭いて、その水をじゃばじゃばと洗ってぱっと流しちゃうと、大問題になります。それは、床が汚れているかもしれないので、放射性廃棄のほうに流さないといけないということです。

ですから、全体の中の割合としては非常に小さなところの管理区域の話を、道路の清掃とか居室の床の清掃などと一緒に抱き合わせでこの発注を出しているわけですから、どうしても管理区域側のほうに引きずられちゃうわけですね。だから、一般のビルメンテナンスとか清掃会社の人が見て、大体できるなと思って、最後のところで、管理区域で業務従事者でと言われたら、一気に撃沈しちゃうと思いますね。

ですから、これを抱き合わせで出すというところがもう、かなり、そのところをはっきり分けないと、単価とか清掃の単価とかいう議論というのは全く成立しないし、さっきから非常に気になっているのですが、事務方の方の説明が、業務従事者で大した仕事じゃないのだ、大した作業ではないのだという説明がいっぱいあるのですが、それはまずいですね。

私、さっきちょっと、一時立入り者って、昔、随時立入り者というのが別にあったのですが、それはもう廃止になって、もうはっきりと、中で放射線作業する人と同じで、線量管理をやるか教育訓練をやるか、そういうことをやった上で全ての人が登録をして中で作業をやらせないといけないのですね。だから、そういう仕事と、道路を掃いてくださいとか、紙ごみを縛ってまとめてくださいという仕事が、均一であるというふうにはとても思えません。

だから、かなり性質の違うものを抱き合わせにして発注しているところが、いろんな人の参入を妨げているのだと思うのですね。それ、もう、絶対に切り離して、各々の単価の根拠をやっぱりきちんと示されたほうがいいのではないのかなと思います。

ありがとうございます。

○中川主査 機構側で、特にコメントはございませんか。

○大山課長 先ほど来ていただいていますコメントを踏まえた上で、再度検討した上で考えさせていただきます。

○中川主査 承知しました。

ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、機構のほうで対応すべき点を整理させていただきたいと思います。

まず、生島委員、小佐古委員からの御指摘に関してですが、管理区域を含む建物と管理区域を一切含まない建物で分割して発注した場合の見積りを行った上で、現行と比較して費用の増減を考慮し、実施要項に反映するか改めて判断するというところでよろしいでしょうか。

○小佐古専門委員 すみません、建物じゃないんですね。管理区域と、管理区域でないもの。

○事務局 失礼いたしました。

○小佐古専門委員 建物全体が管理区域になっているケースというのはほとんどないのですね。というのは、管理をしないといけないから、だだっ広くするとみんなすごく大変になるのですよ。だから、実際に使っているところを非常に限定して、そこはゲートを設けてきちんと管理するというのですから、建物1棟があるときに、1棟ごと全部管理区域ということはありません。

ですから、言い方は、管理区域と、管理区域でないところ、というところですね。だから、管理区域が入った建物の中で一般の清掃の人が入って清掃するということはよくあります。さっきもちょっと言いましたけれども、私が勤めていました東大の原子炉のところでは、管理区域があるのですけれども、それに併設して先生方の居室とか事務の居室とかあるのですね、いろんな。そのところは普通の掃除の担当者が入ってきて、いつもやっています。

だから、管理区域が入った建物という言い方じゃなくて、管理区域と非管理区域という言葉方がいいのだと思います。

すみません。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。大変失礼いたしました。

それでは、管理区域と管理区域でないところを分割して発注した場合の見積りを行って、

現行と比較した費用の増減等についてしっかりと考察して、その上で実施要項について反映するかどうか判断していくということで理解しておりますが、そのような理解でよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、生島委員より、平米当たりの清掃単価について算出をということで、正確な数字がこの場で機構のほうより回答がございませんでしたので、こちらについては追って御回答をさせていただくということでよろしかったでしょうか。

○生島専門委員 ありがとうございます。お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、尾花委員より、一般の清掃事業者でも入札が可能であるということについて、積極的に実施要項に書き込むべきというような御指摘がございましたので、こちらについても機構で検討するというので、その内容についてはまた追って御確認をいただきたいと考えておりますけれども、そのような対応でよろしいでしょうか。

○尾花専門委員 分割発注をしないのであればということですね。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

こちらから確認したい事項は以上となります。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

原子力機構はよろしいでしょうか。

○北澤課長 ありがとうございます。こちらからは特にございません。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

再審議が必要となる場合に、また追って御相談申し上げたいと思います。

本日はありがとうございます。

○事務局 それでは、原子力機構の方々は、御退室ください。

(日本原子力研究開発機構 退室)

— 了 —